

県の回答（対応状況等）

令和5年8月7日

（ご意見標題）伊計ビーチにいったら、入場料をお金を払わない人は入れないと恫喝されたことについて

（担当課） 沖縄県土木建築部海岸防災課

（ご意見要約）

- 1 これは、違法行為ですよね？
- 2 県はどういった取り締まりをしているのですか？
- 3 このような行為が横行していることはなんですか？
- 4 県の不作為という認識はありますか？

（回 答）

- 1 沖縄県では「海浜を自由に使用するための条例」を制定して、海浜周辺で事業を営む者等に対し、海浜への立入りの対価として料金を徴収しないことを求めています。  
ご指摘の入場料が海浜への立入りの対価として徴収されている場合は、当該条例に違反していることとなります。また、恫喝については、刑法上の罪に問われる可能性もあるものと認識しております。
- 2 県ではこれまで、現地を訪問して、事業者に対し、海浜への入場料と誤解されるような料金の徴収方法を改めるよう指導を行っております。
- 3 伊計ビーチでは、海浜背後地の土地の管理者が事業を営んでおり、トイレやシャワー、駐車場等の設備を整備する他、海浜の清掃等を行い、利用者から、設備の使用料等を施設使用料と称して徴収していると説明がありました。
- 4 県としては、海浜への入場料と誤解されるような料金の徴収を行わないよう、引き続き、事業者働きかけてまいりたいと考えております。